

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

七五

○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件二件

七五

○県営土地改良事業計画を変更した件

七五

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

七五

○保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった件の一部を改正する件

七五

○道路の区域を変更する件二件

七五

○道路の供用を開始する件三件

七五

○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件

七五

### 公告

○指定居宅サービス事業者を指定した件

七五

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件

七五

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件

七五

○指定居宅サービス事業を行う事業

七五

所の所在地を変更した旨届出があった件

七五

○指定介護予防サービス事業者を指定した件

七五

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件

七五

○障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所のサービスの主たる対象者を変更した旨届出があった件

七五

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件

七五

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

七五

### 福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件

七五

○政治団体設立の届出があった件

七五

○政治団体から届出事項の異動の届出があった件

七五

○政治資金規正法による資金管理団体の届出があった件

七五

○政治資金規正法による資金管理団

七五

体の届出事項の異動の届出があった件

七五

○政治資金規正法による資金管理団体の指定を取り消した旨届出があ

七五

## 告示

### 福島県告示第八百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五條第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同條第二項に規定する添付書類を平成二十年十二月十六日から平成二十一年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ケーズデンキ福島南店 福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年八月五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千六百七十九平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 百五十四台

2 駐輪場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 五十八台

七五

七五

- 3 荷さばき施設的位置及び面積
  - 一 位置 別紙図面のとおり
  - 二 面積 百五十八平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
  - 一 位置 別紙図面のとおり
  - 二 容量 七十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - 一 開店時刻 午前十時
  - 二 閉店時刻 午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 

午前九時三十分から午後十一時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 一 数 二か所
  - 二 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 

午前六時から午後八時まで

- 七 届出年月日
 

平成二十年十二月四日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十二月十六日から平成二十一年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル好間店 いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

- 二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗の名称

(変更前) 藤越好間店

(変更後) ヨークベニマル好間店

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社藤越

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 いわき市好間工業団地二十一番地の一

名称 有限会社ベル・エイト

代表者の氏名 代表取締役 柳井 英明

住所 いわき市平谷川瀬字三十九町六十五番地

名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日町二丁目十八番二号

(変更前) 千九百六十三平方メートル

(変更後) 千七百十平方メートル

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

二 収容台数 (変更前) 百五十四台

(変更後) 百二十五台

5 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

二 収容台数 (変更前) 三十台

(変更後) 六十二台

6 荷さばき施設的位置及び面積

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

二 面積 (変更前) 七十平方メートル

(変更後) 百十三平方メートル

7 廃棄物等の保管施設的位置及び容量

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

二 面積 (変更前) 三十一立方メートル

(変更後) 十二立方メートル

8 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 数 (変更前) 三箇所

(変更後) 五箇所

二 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十一年八月六日

届出年月日

平成二十一年八月六日

届出年月日

平成二十一年八月六日

届出年月日

平成二十一年八月六日

届出年月日

平成二十一年八月六日

届出年月日

平成二十年十二月五日  
届出をした者  
株式会社藤越

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第八百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十二月十六日から平成二十一年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び浪江町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル浪江西店 双葉郡浪江町大字権現堂字下河原八十二番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) 藤越浪江店

(変更後) ヨークベニマル浪江西店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社藤越

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 いわき市好間工業団地二十一番地の一名

名称 有限会社ベル・エイト

代表者の氏名 代表取締役 柳井 英明

住所 いわき市平谷川瀬字三十九町六十五番地

(変更後) 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 郡山市朝日町二丁目十八番二号

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千四百九十六平方メートル

(変更後) 千九百七平方メートル

4 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

二 収容台数 (変更前) 二百六十九台

(変更後) 百三台

5 駐輪場の位置及び収容台数

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

二 収容台数 (変更前) 百七台

(変更後) 五十六台

6 荷さばき施設の位置及び面積

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

二 面積 (変更前) 二百六十・二三平方メートル

(変更後) 九十七平方メートル

7 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

二 面積 (変更前) 四十四・六九立方メートル

(変更後) 十三立方メートル

8 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 数 (変更前) 三箇所

(変更後) 三箇所

二 位置 (変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十一年八月六日

四 届出年月日

平成二十年十二月五日

五 届出をした者

株式会社藤越

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第八百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、館岩地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十二月十七日から(二十日間)

平成二十一年一月五日まで  
縦覧の場所  
三 南会津郡南会津町役場

(農村計画課)

福島県告示第八百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡会津美里町旭寺入字萱平三〇五六から三〇七六まで、字三山三〇八五から三〇九五まで、字萱窪一七九四から一八三〇まで、一八三一の一、一八三一の二、一八三二から一八六五まで、一八六六・一八六七(以上二筆合併)、一八六八から一九三五まで、三二〇六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字萱窪一七九四から一八三〇まで、一八三一の一、一八三一の二、一八三二から一八六五まで、一八六六・一八六七(以上二筆合併)、一八六八から一九三五まで、三二〇六

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第八百四十二号  
保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった件(平成二十年福島県告示第三百十五号)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月十六日

福島県告示第八百四十二号

保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった件(平成二十年福島県告示第三百十五号)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

三の2中「並びに植栽の方法・期間及び樹種」を削る。

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第八百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤留 塔寺線	大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 先まで	変更前 変更後	A 三・八 一〇・二	一、六一・三
	大沼郡会津美里町赤留 字羽黒原一〇七番二地 先から 同 郡同 町雀林 字天神宮一二二七番地 先まで	変更前 変更後	B 九・〇 一〇〇・二	二、二〇〇・〇
	大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 先まで	変更前 変更後	A 三・八 一〇・二	一、六一・三
	大沼郡会津美里町赤留 字羽黒原一〇七番二地 先から 同 郡同 町雀林 字天神宮一二二七番地 先まで	変更前 変更後	B 九・〇 一〇・〇	二、二〇〇・〇

(道路計画課)

(治山対策課)

福島県告示第八百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道井出 長塚線	双葉郡双葉町大字寺沢 字唐沢四二番地先から 同 郡同 町大字寺沢 字唐沢一二番一地先 まで	変更前 A 一〇・四 三二・九	A 一〇・四 三二・九	一一〇・〇
		変更後	B 八・八 一三・三	一四六・三

(道路計画課)

福島県告示第八百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道赤留塔寺線	大沼郡会津美里町赤留字羽黒原一〇七番二 地先から 同 郡同 町雀林字天神宮一二二七番 地先まで	平成二〇年一二 月一六日

(道路計画課)

福島県告示第八百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道井出長塚線	双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢四二番地先か ら 同 郡同 町大字寺沢字唐沢一二二番一地 先まで	平成二〇年一二 月一六日

(道路計画課)

福島県告示第八百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十年十二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道四〇一号	南会津郡南会津町古町字新坂七三五番四地 先から 同 郡同 町古町字新坂七三五番三二 地先まで	平成二〇年一二 月一六日

(道路計画課)

福島県告示第八百四十八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平



- 一 河川の名称
  - 二級河川鮫川水系鮫川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
  - 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
  - いわき市山田町沖一番一地先から同市仁井田町松原二百十一番七地先まで
- 四 管理を行なう者の名称及び住所
  - 道路管理者 いわき市長 榎田 一男 いわき市平字梅本二十一番地
- 五 管理の内容
  - 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のものつばら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
  - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
  - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
  - 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）管理の期間
- 六 平成二十年十二月五日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

公 告

公告第六百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一條第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ナーシングサービス	いわき市平字四軒町二一	ナーシングサービス	福島県いわき市平字四軒町	平成二〇年十二月一日	訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
わかば訪問看護ステーション	いわき市植田町本町二一五	医療法人社 団同愛会	福島県いわき市植田町本町二一七一一三	平成二〇年一〇月二六日	訪問看護
あいづ農業協同組合	会津若松市扇町三五一一	あいづ農業協同組合	同 県会津若松市扇町三五一一	同 年 一月一〇日	特定福祉用具販売

（高齡福祉課介護保険室）

公告第六百二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五條の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があつた。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
わかば訪問看護ステーション	いわき市植田町本町二一五	医療法人社 団同愛会	福島県いわき市植田町本町二一七一一三	平成二〇年一〇月二六日	訪問看護
あいづ農業協同組合	会津若松市扇町三五一一	あいづ農業協同組合	同 県会津若松市扇町三五一一	同 年 一月一〇日	特定福祉用具販売

（高齡福祉課介護保険室）

公告第六百二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二條の規定により、次の指定居宅介

護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	株式会社ケア・ビルダー指定居宅介護支援事業所響の風	事業所の所在地	福島市泉字八幡八―二	事業者の名称	株式会社ケア・ビルダー	事業者の主たる事務所の所在地	福島県福島市泉字八幡八―二	廃止年月日	平成二〇年一〇月三一日
わかばケアプランサービス	いわき市植田町本町二―五―三	医療法人社団同愛会	同 県いわき市植田町本町二―七―一三	同 県いわき市	同 日 月二六	同 日 月二六	同 日 月二六	同 日 月二六	同 日 月二六
介護老人保健施設貫布祢指定居宅介護支援事業所	双葉郡浪江町幾世橋字長田東三六	医療法人伸裕会	同 県南相馬市原町区本町一―一四―一	同 日 月二〇	同 日 月二〇	同 日 月二〇	同 日 月二〇	同 日 月二〇	同 日 月二〇

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	有会社エヌケイ商事	変更前の事業所の所在地	福島市伏拝字田中二九	変更後の事業所の所在地	福島市蓬萊町八―一―八	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	有会社エヌケイ商事	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	福島県福島市蓬萊町八―一―八	サービスの種類	福祉用具貸与特定福祉
--------	-----------	-------------	------------	-------------	-------------	--------------------	-----------	----------------------------	----------------	---------	------------

用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	ナースینگサービスいわき	事業所の所在地	いわき市平字四軒町二―二―二	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	ナースینگサービスいわき株式会社	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	福島県いわき市平字四軒町二―二―二	指定年月日	平成二〇年一月二一日	サービスの種類	介護予防訪問介護
有限会社七福神	同 市錦町中迎二―二―一	株式会社七福神	同 市常磐関船町上関四六	同	同	同	同	同	同	介護予防通所介護	
ザ・サンシヤイン郡山	郡山市大槻町字清水内四二	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一―六―一	同	同	同	同	同	同	介護予防特定施設入居者生活介護	

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

公告第六百三十四号

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
有限会社エヌケイ商事	福島市伏拝字田中一九	福島市蓬萊町八一―一八	有限会社エヌケイ商事	福島県福島市蓬萊町八一―一八	介護予防福祉用具

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十三号

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
わかば訪問看護ステーション	いわき市植田町本町二―五―一三	医療法人社団同愛会	福島県いわき市植田町本町二―七―一三	平成二〇年一〇月二六日	介護予防訪問看護
あいづ農業協同組合	会津若松市扇町三五―一	あいづ農業協同組合	同 県会津若松市扇町三五―一	同 年 一〇月一〇日	特定介護予防福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十年十二月十六日

土地改良区の名称  
小野町土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第六百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十年十二月十六日

土地改良区の名称  
会津北部土地改良区

退任した役員  
役別 氏名 住所

理事 吉原喜三久 喜多方市塩川町字藤の木二六番地の一  
同 山口 信也 同 市熱塩加納町加納字谷地中甲一五三一番地

(農村計画課)

福島県知事 佐藤 雄 平

公告第六百三十四号

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更前のサービスの主たる対象者	変更後のサービスの主たる対象者
いわき地域療育センター	いわき市錦町重殿一五	特定非営利活動法人子どもの家	福島県いわき市錦町重殿一五	障害児 精神障害者	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第六百三十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係るサービスの主たる対象者を変更した旨届出があつた。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平



理事 矢吹 徳男 田村郡小野町大字和名田字中六二番地

(農村計画課)

公告第六百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年十二月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称  
高郷土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 石川 兵次

同 宮下 信明

同 須藤 信成

同 荒明 毅

同 佐藤 信男

同 高橋 真

同 和田 清次

同 田代 正典

同 栗村 豊

同 二瓶 好和

同 清野 清市

同 貝沼 安雄

同 加藤順一郎

就任した役員

役別 氏名

理事 宮下 信明

同 荒明 毅

同 和田 清次

同 渡部 仁一

同 小林 陸雄

同 福地 哲夫

同 武藤 久作

同 遠藤 吉昭

同 齋藤 道廣

同 渡部 哲也

同 貝沼 安雄

同 小林 宗一

住所

喜多方市高郷町上郷字宮ノ前丙八〇番地

市高郷町大田賀字東羽賀六二六五番地

市高郷町峯字漆窪乙四〇八番地

市高郷町川井字下川井一五三一一番地

市高郷町大田賀字大原二七七四番地

市高郷町揚津字小ヶ峯丙一〇七五番地

市高郷町大田賀字田中一九三番地

市高郷町上郷字狸石丙三二二番地

市高郷町塩坪字車地蔵一三三一一番地

市高郷町西羽賀字西羽賀二五四八番地

市高郷町川井字上川井四六四番地

市高郷町磐見字屋敷廻乙四三六番地

市高郷町西羽賀字西羽賀二四九五番地

住所

喜多方市高郷町大田賀字東羽賀六二六五番地

市高郷町川井字下川井一五三一一番地

市高郷町大田賀字田中一九三番地

市高郷町上郷字馬場頭戊一五〇番地

市高郷町夏井字夏井三七七八番地

市高郷町揚津字宅地廻丁七七七番地

市高郷町塩坪字塩坪一〇五七番地

市高郷町大田賀字大原二八三五番地

市高郷町西羽賀字西羽賀二六三三番地

市高郷町池ノ原字池ノ原一二二番地

市高郷町磐見字屋敷廻乙四三六番地

市高郷町夏井字夏井三九〇九番地

同 須藤 秀久 同 市高郷町夏井字道北三六六七番地

(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二〇年 一月二日	いわき市平 字三崎一 番 地の六	いわき芸術 文化交流館 大ホール	いわき市長	一、三三〇平 メートル	一、八四〇 人
同	同	いわき芸術 文化交流館 小劇場	同	二四六平方メ ートル	二三三人
同	同	いわき芸術 文化交流館 音楽小ホ ール	同	一九八平方メ ートル	二〇〇人
同	同	いわき芸術 文化交流館 大リハーサ ル室	同	二四〇平方メ ートル	二四〇人
同	同	いわき芸術 文化交流館 中リハーサ ル室	同	一六五平方メ ートル	一三五人

福島県選挙管理委員会告示第七十六号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、政治  
 団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。  
 平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 新妻 威 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	摘要
民主党福島県第2区総支部	太田 和美	塚田 文男	郡山市咲田一丁目二七—一〇	平成二〇年一〇月一日	政党
佐藤力後援会	高橋 芳男	浅野 富男	伊達郡国見町大字森山字中町二一—一	平成二〇年一〇月三十一日	政党以外
都市経営フォーラム	太田 和美	星野 勝彦	郡山市咲田一丁目二七—一〇	平成二〇年一〇月一日	同

福島県選挙管理委員会告示第七十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。  
 平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 新妻 威 男

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日	摘要
		新	旧		
公明党会津総支部	事務所所在地	会津若松市上町三一—一六コ1ボやま1F	会津若松市堤町一〇—二七	平成二〇年一〇月二〇日	政党
自由民主党大熊町支部	代表者	武内 弘	広島 兵二	平成二〇年九月九日	同

政治団体	代表者	事務所所在地	届出年月日	異動事項	内 容		届出年月日	摘要
					新	旧		
自由民主党郡山総支部		郡山市若葉町九—四五	平成二〇年一二月二六日		渡辺 信行			
自由民主党下郷町支部		和田山 美喜 夫	平成二〇年一〇月二日		村上 秀義			
自由民主党福島第二選挙区支部		郡山市若葉町九—四五	平成二〇年一二月二六日		双葉郡大熊町下野上字金谷平八二			
自由民主党福島県宅建支部		郡山市本町二丁目五—一五	平成二〇年一〇月一日		双葉郡大熊町大字熊川字古館一三〇			
自由民主党福島県いわき市第六支部		いわき市常磐上湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやA号	平成二〇年一〇月一日		東白川郡棚倉町新町甲五二—一			
自由民主党福島県いわき市第六支部		いわき市常磐上湯長谷町上の台三六カルチャーゆながやC号	平成二〇年一〇月一日		東白川郡棚倉町堤字上谷地四八			
自由民主党福島県宅建支部		郡山市本町二丁目五—一五	平成二〇年一〇月一日		塩田 博文			
自由民主党福島県宅建支部		郡山市本町二丁目五—一五	平成二〇年一〇月一日		長田 勝重			
自由民主党福島県宅建支部		郡山市本町二丁目五—一五	平成二〇年一〇月一日		星 久紀			
自由民主党福島県宅建支部		郡山市本町二丁目五—一五	平成二〇年一〇月一日		玉川 芳則			

石原洋三郎連合後援会	事務所 所在地	南相馬市原町区南町一―一	郡山市長者一丁目三番七号	平成二〇年一月二一日	政党以外
孝和会	会計責任者	川崎 眞二	山森 正道	平成二〇年一月二八日	同
橋本克也後援会	事務所所在地	須賀川市越久字館一〇一	須賀川市岡東町一四一	平成二〇年一月四日	同
ふくしまの自治を発展させる会	代表者	栗城 善和	丹治 則雄	平成二〇年一月四日	同
目黒吉久後援会「只見町の再生をめざす住民の会」	事務所所在地	南会津郡只見町大字大倉字田向一七九一―一	南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八	平成二〇年一月四日	同

福島県選挙管理委員会告示第七十八号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。  
 平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 新妻 威 男

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日	摘要
いがり勝省後援会	解散	平成二〇年一月二八日	政党

遠藤八十八後援会	同	平成二〇年一月二日	同	以外
佐藤たつお連合後援会	同	平成二〇年九月三〇日	同	同

福島県選挙管理委員会告示第七十九号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。  
 平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 新妻 威 男

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
太田 和美	衆議院議員	都市経営フォーラム	郡山市咲田一―二七―一〇	太田 和美	平成二〇年一月一日

福島県選挙管理委員会告示第八十号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。  
 平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
 委員長 新妻 威 男

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容
石原洋三郎	衆議院議員	豊かなふるさとと共に歩む会	政治団体の名称 豊かなふるさとと共に歩む会 新しいふるさとと共に歩む会	新旧

福島県選挙管理委員会告示第八十一号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次

のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。  
平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新 妻 威 男

猪狩 勝省	届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	届出年月日
員	いわき市議会		いがり勝省後援会	平成二〇年一〇月 三〇日

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成十九年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十年十二月十六日

福島県選挙管理委員会  
委員長 新 妻 威 男

支 出 の 内 訳														資 産 等 の 有 無			
経 常 経 費					政 治 活 動 費												
人件費	光熱水費	備品・消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行			其 他 の 事 業 費		調 査 研 究 費	寄 附 ・ 交 付 金		其 他 の 経 費	計	うち、 交付金 支 出
							機 関 の 事 業 費	紙 誌 の 発 行 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	其 他 の 事 業 費			小 計			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

支 出 の 内 訳														資 産 等 の 有 無			
経 常 経 費					政 治 活 動 費												
人件費	光熱水費	備品・消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行			其 他 の 事 業 費		調 査 研 究 費	寄 附 ・ 交 付 金		其 他 の 経 費	計	うち、 交付金 支 出
							機 関 の 事 業 費	紙 誌 の 発 行 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	其 他 の 事 業 費			小 計			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	111,654	53,911	401,000	566,565	654,222										654,222		









1 その他の政治団体

(1) 寄附の内訳 (同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

政治団体の名称	寄附者の 区分	寄 附 者 氏 名	寄 附 者 の 名 称	寄附金額(円)	住所・所在地
遠藤八十八後援会	個 人	遠 藤	八十八	177,450	いわき市